

報告第 30 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を
改正する告示

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 27 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の基準額等の改正があったため、従来の委託料の「平日」、「長期休業日（8時間以上）」、「休日」の基本分を利用する方に対しての利用時間を超えた際の「長時間加算」の単価の改定及び就労支援型加算（事務経費）を新たに追加する。

小城市告示第 87 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する
告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成 29 年小城市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

委託料種別		対象児 1 人当りの日額	備考
(1) 基本分（平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用）	I 年間延べ利用者数 2,000 人超の一時的保育施設	① 平日	400 円
		② 長期休業日（8 時間未満）	400 円
		③ 長期休業日（8 時間以上）	800 円
	II 年間延べ利用者数 2,000 人以下の一時的保育施設	① 平日	(160 万円 ÷ 年間延べ利用人数) - 400 円 (10 円未満切捨て)
		② 長期休業日（8 時間未満）	400 円
		③ 長期休業日（8 時間以上）	800 円
(2) 休日分（土曜日、日曜日、国民の休日等の利用）		800 円	・ 8 時間以内の場合
(3) 長時間加算	I 超えた利用時間が 2 時間未満	150 円	・ (1) I ①及び(1) II ①については 4 時間、(1) I ③、(1) II ③及び(2)については 8 時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	II 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	300 円	
	III 超えた利用時間が 3 時間以上	450 円	
	IV 超えた利用時間が 2 時間未満	100 円	・ (1) I ②及び(1) II ②については 4 時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	V 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	200 円	
	VI 超えた利用時間が 3 時間以上	300 円	

<p>(4) 就労支援型施設加算 (事務経費)</p>	<p>I 1か所当たり年額</p>	<p>1,383,200 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の要件を満たす施設に適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。 ウ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。 ・ ウの配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。
<p>備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。</p>			

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱新旧対照表

現 行

改 正 案

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

第 1 条 ～ 第 6 条 (略)

第 1 条 ～ 第 6 条 (略)

第 7 条 この事業に係る委託料は、別表のとおりとする。

第 7 条 この事業に係る委託料は、別表のとおりとする。

別表 (第 7 条関係)

別表 (第 7 条関係)

委託料種別		対象児 1 人当たりの日額	備考
(1) 基本分(平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用)	I 年間延べ利用者数 2,000 人超の一時的保育施設	① 平日 400 円 ② 長期休業日(8 時間未満) 400 円 ③ 長期休業日(8 時間以上) 800 円	<ul style="list-style-type: none"> ① 平日、② 長期休業日(8 時間未満)については 4 時間以内 ③ 長期休業日(8 時間以上)については 8 時間以上
	II 年間延べ利用者数 2,000 人以下の一時的保育施設	① 平日 (160 万円 ÷ 年間延べ利用人数) - 400 円(10 円未満切捨て)	
		② 長期休業日(8 時間未満) 400 円 ③ 長期休業日(8 時間以上) 800 円	
(2) 休日分(土曜日、日曜日、国民の休日等の利用)		800 円	・ 8 時間以内の場合
(3) 長時間加算	I 超えた利用時間が 2 時間未満	100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 又は (2) の時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	II 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	200 円	
	III 超えた利用時間が 3 時間以上	300 円	

備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。

第 8 条 ～ 第 12 条 (略)

委託料種別		対象児 1 人当たりの日額	備考
(1) 基本分(平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用)	I 年間延べ利用者数 2,000 人超の一時的保育施設	① 平日 400 円 ② 長期休業日(8 時間未満) 400 円 ③ 長期休業日(8 時間以上) 800 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) ① 及び (1) II ② については 4 時間、(1) I ③、(1) II ③ 及び (2) については 8 時間を超えて実施した場合に、その日額に加算 ・ (1) I ② 及び (1) II ② については 4 時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	II 年間延べ利用者数 2,000 人以下の一時的保育施設	① 平日 (160 万円 ÷ 年間延べ利用人数) - 400 円(10 円未満切捨て)	
		② 長期休業日(8 時間未満) 400 円 ③ 長期休業日(8 時間以上) 800 円	
(2) 休日分(土曜日、日曜日、国民の休日等の利用)		800 円	・ 8 時間以内の場合
(3) 長時間加算	I 超えた利用時間が 2 時間未満	<u>150 円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) I ① 及び (1) II ② については 4 時間、(1) I ③、(1) II ③ 及び (2) については 8 時間を超えて実施した場合に、その日額に加算 ・ (1) I ② 及び (1) II ② については 4 時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
	II 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	<u>300 円</u>	
	III 超えた利用時間が 3 時間以上	<u>450 円</u>	
	IV 超えた利用時間が 2 時間未満	<u>100 円</u>	
	V 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	<u>200 円</u>	
	VI 超えた利用時間が 3 時間以上	<u>300 円</u>	

	<p>(4) <u>就労支援型施設加算(事務経費)</u></p>	<p><u>I 1 か所当たり年額</u></p>	<p><u>1,383,200 円</u></p>	<p>・次の要件を満たす施設に適用する。 <u>ア 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること。</u> <u>イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第42条に規定されている連携施設となっていること。</u> <u>ウ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。</u></p> <p>・ウの配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、<u>1か所当たり年額を691,600円とする。</u></p>
--	-----------------------------------	---------------------------	---------------------------	---

備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。

第8条 ～ 第12条 (略)